

ようぼうしょ
要望書

こうせいろうどうだいじん
厚生労働大臣

かとう かつのぶ との
加藤 勝信 殿

ねん がつよっか
2023年7月4日

ぜんこくこうてきかいごほししょうようきゅうしゃくみあい
全国公的介護保障要求者組合

いいんちょう みついで きぬこ
委員長 三井 絹子

ひごろ しょうがいふくし すいしん じんりよく
日頃より障害福祉の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。

わたし じゅうど しせつ ちいき じりつ せいかつ
私たちは、重度しょうがいがあっても、施設ではなく地域で自立して生活す
ることを望み、50年にわたり介護保障運動を行ってきました。脱施設化の道筋
を常に先導し、あたりまえに地域で暮らせる介護保障を求めて、長年厚労省と
話し合いを続けてきました。

げんざい しょうがいしゃけんりじょうやく じりつ せいかつ いとな けんり かか
現在、障害者権利条約にも自立した生活を営む権利が掲げられ、それを
ささ くに しえん ぎむづ かいご じょうきょう きび ねん
支える国の支援が義務付けられていますが、介護をとりまく状況は厳しく、3年
にわたるコロナの影響や、介護保険優先原則、重度訪問介護制度に対する自治体
の無理解、深刻な人手不足と課題が山積しています。自立生活が壊されそうにな
ったり、命の危険にさらされて窮地に立たされているしょうがいしゃからの相談
が増えています。この状況を打開しなければ施設収容しか道はなく、せつかく
ひじゅん けんりじょうやく え か もち お
批准した権利条約も絵に描いた餅に終わってしまいます。

かき ようぼう たい ちいき せいかつ つづ そうきゅう かいぜん もと
下記の要望に対し、地域で生活が続けられるよう早急な改善を求めます。

き
記

- (1) しょうがいしゃそうごうしえんほう にゅういんじ へる ぱー つか てってい
障害者総合支援法で入院時にもヘルパーが使えることを徹底させるように
要望する。

びょういん へる ぱー びょうしつ かいご でき し
まだまだ病院では、ヘルパーが病室でも介護が出来ることを知らないの

です。健全者なら看護師の手を取らないでしようが、しょうがいしゃは身体が動かないから水分補給やテレビのチャンネルを変える事も寝返りも全て自分では出来ないで看護師を呼びます。その時緊急のボタンを押すことが出来ないで、介護者が側に居ない状況は命の危険も感じなければいけません。

これでは何のために入院しているか、分からなくなるのです。

東京都では、昨年11月都立病院での受け入れを決め、重度訪問介護をつけての入院を断らないよう病院側と事前の申し合わせをするとともに、今年3月には14の都立病院を明記した事務連絡を发出しました。これにより緊急搬送された際にも、それを見た医師の判断の後押しとなり、病院において介護付き入院が認められた例が出てきています。またこの文書の影響もあり、都立病院以外の病院でも介護付き入院が認められ、安心して入院できた例が広がっています。しかしこのような自治体は少なく、地方で暮らすしょうがいしゃからはまだまだ厳しいという訴えが寄せられています。

① 厚生労働省から重度しょうがいしゃが入院時に介護者が使えることを各自治体に徹底させるように通知してください。

具体的には、各道府県・中核都市が、公立病院など介護付き入院の可能な病院を確保し、リストアップして明示するよう、厚労省として指導してください。

② 入院時の介護者の付添を認める対象者を、区分6だけではなく、区分4や5の方にも広げてください。

(2) 障害者総合支援法第7条、介護保険優先原則を早急に削除するよう要望する。

障害者総合支援法第7条介護保険優先原則として65歳に達した者は介護保険に移行するとあります。介護保険と障害福祉サービスは基本的に違うのは明らかなのです。

じゅうど さい いま ふくし さーびす けず
重度しょうがいしゃが65歳になれば今までの福祉サービスが削られたり、
う じれい かくち しょうがいしゃそうごうしえんほう
受けられなくなっている事例が各地でおこっています。障害者総合支援法は
しゃかいさんか ふくし さーびす よかかつどう
社会参加をするようにとあります。しょうがいしゃ福祉サービスは余暇活動に
へる ぱー つか しょうがいふくし さーびす にゆういん
も、ヘルパーが使えるのです。障害福祉サービスならしょうがいしゃが入院
とき へる ぱー つか で き
した時もヘルパーを使うことが出来るのです。

こうせいろうどうしょう つうたつ ちほうじちたい いこう き と
厚生労働省の通達では、地方自治体がしょうがいしゃの意向を聞き取り、
こべつ たいおう じりつ おお とうきょうとくにたちし
個別に対応してくださいとあります。自立しょうがいしゃの多い東京都国立市
では、しょうがいしゃほんにん きぼう かぎ かいごほけん いこう
では、しょうがいしゃ本人が希望しない限り、介護保険に移行しないという
うんよう おこな こ こ じじょう ふ たいおう おこな せいかつ
運用を行って、個々の事情を踏まえた対応を行い、しょうがいしゃの生活を
まも
守っています。

ちいき さい じどうてき かいご
しかし地域によっては、しょうがいしゃは65歳になれば、自動的に介護
ほけん いこう かいごほけんゆうせんげんそく きかいてき てきよう じちたい
保険に移行させられています。介護保険優先原則を機械的に適用する自治体が
おお かくち そうだん た ほんにん いし むし
多く、各地からの相談が絶えません。しょうがいしゃ本人の意思を無視して、
かいごほけん いこう ぜったい
介護保険に移行されています。これは絶対にあってはならないことです。

かいごほけんゆうせんげんそく てっぱい
① 介護保険優先原則を撤廃してください。

じゅうどほうもんかいご あやま しきゅうけつてい うんよう ただ ようぼう
(3) 重度訪問介護の誤った支給決定や運用を正すよう要望する。

とどうふけん しちょうそん さいりょう かいごさーびす しきゅうりょう かいごさーびす ないよう
都道府県・市町村の裁量で介護サービスの支給量・介護サービスの内容が
き こうせいろうどうしょう しきゅうりょう じょうげん つく
決められているのです。厚生労働省は支給量の上限を作っていないのに、
じちたいどくじ じょうげん つく ところ しきゅうりょう ひく たか ところ
自治体独自で上限を作っている所があります。支給量が低いところや高い所
があります。それによって、しょうがいしゃの生活も変わってしまいます。

じちたい じゅうどほうもんかいご りょう まどぐち い のぞんで
また自治体によっては重度訪問介護を利用したくて窓口に行っても、望んでい
ないデイサービスを優先的に使うよう言われたり、グループホームから出たいと
のぞ じきゅうけつてい こぼ じりつ みと じちたい
望むしょうがいしゃへの支給決定を拒んで自立を認めない自治体もあります。
あやま かいごほけん おな うんよう いちりつ かいごないよう せいげん つづ じちたい
誤って、介護保険と同じ運用をして一律に介護内容の制限を続けている自治体や
じぎょうしょ ちいき じゅうどほうもんかいごじぎょうしょ ようこう
事業所もあります。地域によっては、重度訪問介護事業所がなかったり要綱さえ

ないところもあり、しょうがいしゃが望んでも利用できない自治体が今も多くあります。

- ① 重度訪問介護サービスが受けたい人が受けられるように、厚労省として、自治体での整備を進めてください。
- ② 重度訪問介護制度を理解していない自治体の誤った運用を正してください。
- ③ 必要なサービス支給決定ができるように、自治体を補助してください。

(4) 重度訪問介護制度においては、ヘルパー資格を問わず、誰でも重度しょうがいしゃの介護が出来る仕組みを作ることを要望する。

介護者不足が続いていて、慢性化状態になっているのです。介護事業所も次々と潰れて行っています。しょうがいしゃの介護は資格専門性にしない方がよかったです。しょうがいしゃは一人一人介護の仕方が違うのでヘルパーの研修は一律的であり今のヘルパー資格は役に立ちません。しょうがいしゃの介護は本人が教えます。

介護者不足を早急に改善しないと、私達しょうがいしゃの自立生活が出来なくなる恐れが現実的にあります。

- ① 深刻な人手不足に対する厚労省の対策を教えてください。
- ② 昨年9月の交渉で、コロナ下における臨時的取り扱いとして、資格がなくても介護に携われるとする対応については、しばらく継続されるとお話をありましたが、4月28日の事務連絡で変更されたのでしょうか。変えたとしたら、理由は何ですか。現在無資格で支えている介護者もいる中で、急にかえられては困ります。継続措置をしてください。
- ③ 深刻な人手不足を少しでも解消するために、「重度訪問介護」については特別に、資格はなくても携われる方策が必要と考えます、早急に検討してください。
- ④ 重度訪問介護の単価アップをしてください。以上